

## 年金積立金の適正運用の確保についての意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、年金は老後の生活保障の柱となっている。

国では、日本再興戦略において、年金積立金管理運用独立法人（G P I F）に対して、少子高齢化社会においても年金制度を維持していくために、年金積立金の運用の見直しを求め、G P I Fは、昨年10月に中期計画を変更し、運用資産に占める国内債券の割合を引き下げ、株式割合を引き上げるなどの運用資産の構成割合の見直しを行うとともに、内部統制やリスク管理体制の強化等を行う事としている。

もとより、国民の財産である年金積立金の運用は、年金財政・年金制度と密接に関わるものであり、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないよう、長期的な健全性を確保していかなければならない。

よって、国におかれては、年金積立金の適正運用の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

### 記

1. 年金積立金の運用は、引き続き、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと。
2. 被保険者の利益を第一に考え、年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にG P I Fのガバナンス体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

栃木県日光市議会

提出先

|        |      |
|--------|------|
| 衆議院議長  | } あて |
| 参議院議長  |      |
| 内閣総理大臣 |      |
| 厚生労働大臣 |      |